

流山市農業委員会
平成24年第1回
総会議事録

平成24年1月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成24年第1回総会議事録

1 期 日 平成24年1月25日(水)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 15番 石井 勇
1番 小嶋 悦子

5 出席委員(16名)

1番 小嶋 悦子	2番 小倉 節子
3番 山崎 日出男	4番 中村 彰男
5番 酒巻 孝美	6番 豊島 啓行
7番 青野 直	8番 水野 敬久
9番 中村 敏則	10番 大作 榮
11番 根本 隆	12番 小林 常男
13番 須郷 英夫	14番 水代 啓司
15番 石井 勇	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 副主査 岡田 敏夫

8 事務局 局長 岡田 一美
次長 吉田 勝実
次長補佐 山口 憲彦

9 会議目次

(1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)	2
(2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)	4
(3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について	7
(4) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	9
(5) 議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	11
(6) 議案第6号 農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について	12
(7) 議案第7号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について	16
(8) 報告第1号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	17

(9) 報告第 2 号 合意解約の通知について	18
(10) 報告第 3 号 専決処理の報告について	22

開会 午後2時58分

高市議長 定刻になりましたので、これから本年最初の総会を開会いたします。遅まきでございますが、おめでとうございます。

(一同、おめでとうございます。)

高市議長 また、本年も一つよろしくお願ひしたいと思います。今日は全員出席でございますので、本年も頑張っていたきたいと、このように思っております。

それでは、ただ今から平成24年第1回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今のところ、出席委員は16名中全員で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

15番、石井委員、1番、小嶋委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、岡田副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書の会議目次を御覧いただきたいと存じます。

本日、御審議いただく案件といたしましては、議案第1号の「農地法第4条の規定による許可申請について」から議案第7号の「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」までの7議案について御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第1号の「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」から報告第3号の「専決処理の報告について」までの3項目について御報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

高市議長 これより議事に入ります。

それでは、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」（恒久転用）を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号

農地法第4条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年1月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請者でございますが、申請者は流山市大畔に在住されている方でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市大畔の畑、5筆、合計面積は662.05㎡で、転用目的につきましては、貸駐車場用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、1ページと2ページでございます。

今月の4条許可申請につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と申請者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、転用目的につきましては、貸駐車場を建設しようとするものであります。申請理由でございますが、新市街地地区一体型土地区画整理事業により移転を余儀なくされた事業者から、移転に伴い、敷地面積が従前より狭くなり、来客用車両及び従業員の通勤用車両の駐車スペースが確保できなくなったので、来客用5台分及び従業員車両18台分についての駐車場の設置要望があったためということでございます。

申請地は、流山おおたかの森駅の北西約800mに位置しており、特に作付けは行われておりませんでした。市街化区域に近接し、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

次に、利用計画でございますが、申請地は砕石舗装とし、外周は単管パイプで高さ1.2mの柵を設け、小型乗用車用駐車場23台分を設置しようとするものでございます。

周辺への被害防除対策としては、雨水は場内砕石のため、地中浸透処理を行

います。

また、隣接農地への土砂の流出防止のため、50センチメートルほど後退して、砕石舗装を行います。

なお、将来的には、駒木方面からの都市軸道路が開通し、交差点が出来るということでしたが、当面は駐車場から市道220号線に出るとき、また、市道220号線から駐車場に入るときは、市道220号線は交通量が多いため、気を付けて行うよう要望者をお願いして行きたいということでございます。

駐車場整備に要する資金は、137万2千円で、全額自己資金で対応することであり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

次に、他法令につきましては、該当がございません。

以上、申請者及びその関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第4条の許可基準となっている「立地基準」や「一般基準」、また、「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方、いらっしゃいますか。

9番（中村委員）これの使用料はお幾らですか。

大作委員長 申請者から伺いましたところですね、一坪当たり500円というお話でした。

9番（中村委員）これの接している道路の幅員が狭いんですけれども、車、出入り大丈夫ですかね。結構、先にある保育園の園児を送り迎えする親達が自転車で通るんですよ。朝夕ですけれどね。で、出入り口に木が生えているんですよ。お茶の木みたいな、高さ2～3mくらいの木が。見通しが悪いから、車が通るのは通勤時だけだと思うんですけれども、カーブミラーを付けないと危ないのかなと、大丈夫ですか。

大作委員長 中村委員のおっしゃるとおりでございます。交通事故には十分注意を払うようにですね、私どもの方からもお話をしておきました。ただ、今茶園株があるということもございますけれども、茶園株より後退してですね、道路を造るというようなお話をうかがいましたけれども。

9番（中村委員）セットバックというのは、入り口だけセットバックするということでしょう。茶園株を全部取っちゃう訳じゃないんでしょう。

山口次長補佐 私の方から御説明させていただきます。議案案内図をちょっと見ていただければと思います。2ページの土地利用計画図というものがござい

ます。今、中村委員からお話があったのが、この駐車場に面する道が狭いということでございますが、ここにつきましては、計画どおりですね、駐車場の外周につきましては建設用の単管パイプで柵を造るということで、その道路に面している樹木にはこれ一切なくなります。

9番(中村委員) あ、なくなっちゃうのこれ。

山口次長補佐 ですので、見透視はいいのかなと思います。入口については。

9番(中村委員) その区域の範囲内は、なくなっちゃうということですね。入り口部分の7mだけなくなって、あとは残るのかなと思ったものですから、それだったら危ないなと思ったものです。

山口次長補佐 それと、あと、東側の部分については一部野馬土手がございませぬ。そこの樹木についても、今、市の方で伐採を予定しているということを聞いております。

9番(中村委員) ああ、そうですか。

山口次長補佐 あと、この駐車場につきましては、従業員の車と来客用の車を置くということで、回収車等大型はこの中に入りませんので、普通の車ということで、この幅員であれば大丈夫かなと、回収に使う車につきましては、あくまでも事業所の敷地内で駐車させるということでございますので、その辺の安全管理は出来ているのかなと思います、以上でございます。

9番(中村委員) 要はあれなんですよ。おたかの森の高校生がそこを歩いてるんですよ。ま、事故のないように。

高市議長 よろしいですか。中村委員。

9番(中村委員) はい。

高市議長 ほかに御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成24年1月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、権利者でございますが、権利者は流山市駒木台に在住されている方でございます。

次に、申請地ですが、申請地は流山市駒木台の畑、3筆、466㎡で、転用目的につきましても、専用住宅用地とするものでございます。

議案案内図につきましては、3ページと4ページでございます。

今月の5条許可申請につきましても、以上の1件でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案2号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが1件であります。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、移転の原因は贈与でございまして、転用目的は専用住宅を建築しようとするものでございます。

義務者の方は、申請地以外には土地を所有しておらず、生前に権利者へ農地を贈与しようとするものでございます。

贈与で土地を受けるためには、都市計画法の規定により、申請に係る土地は、申請者において線引前から所有していたものであること、また、その運用に当たっては線引き前から所有していた者から相続又は、被相続人からの生前贈与によって取得した土地を含めて差し支えない、とされているためということになります。

申請理由につきましては、権利者は現在、アパートに居住しているということですが、子供も3人となり、1LDKの間取りでは手狭になったので、父親の所有する土地の贈与を受け、専用住宅を建築しようとするものでございます。

なお、贈与税の申告に当たっては、宅地評価となるため、暦年課税にするか相続時精算課税にするか、今後の財産評価の動向を見極めていきたいということでありました。

次に、事業計画の概要であります。466平方メートルの土地に、建築面

積70.92平方メートルの専用住宅1棟及び40平方メートルの駐車場を整備しようとするものでございます。

次に、雨水、雑排水の処理対策については、敷地内に設置する合併浄化槽で処理後、南側側溝へ放流する予定とのこと。また、周辺農地への土砂流出等の被害防除対策につきましては、申請地周辺に農地はないということでありました。

次に、工事中の安全対策としては、外部足場を設け、飛散防止に努めるということでございます。

次に、申請地の農地区分についてでございますが、申請地は、東武野田線初石駅の東約1.5キロメートルに位置し、更地の状態でしたが、周囲は住宅が連たんしており、その中に混在している農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、資金計画につきましては、建築費が約3千513万8千円であり、自己資金の210万円については既に支払済みで、残りの3千308万8千円については母親が住宅ローン会社から借り入れ、娘に貸与するということが賄う予定であります。住宅ローン会社からの融資可能の審査結果票が添付されております。

また、母親の資金を利用するにあたり、本人からの承諾書が添付されております。

次に、他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中でございます。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。
高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

8番（水野委員）4ページの案内図で、義務者の方が今度建てる家の裏側に住んでいる訳ですね。奥に。この方、車に乗るか乗らないか分かんないですけど、奥の方の車が通る道はこの新しく出来る家の前にありますか。

山口次長補佐 新しく出来る家の脇にあります。

8番（水野委員）隣地境界線と書いてある脇ですか。では、新しく家を建てる

方は、裏に、北側に庭を造ろうという考えですかね。通る道は大丈夫なのかなと思っただけなんですけれど。

高市議長 はい、ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の3ページでございます。

議案第3号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成24年1月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今月の1番から2番につきましては、新規によるものでございます。

初めに、新規の1番でございますが、利用権を設定しようとする土地につきましては、流山市下花輪の田、1筆で、991㎡でございます。

議案案内図につきましては、5ページでございます。

次に、2番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市上貝塚の田、1筆で、1,031㎡でございます。

議案案内図につきましては、6ページでございます。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

3番から6番につきましては、申請地の貸し借りをしている期間が満了となるため、更新をするものでございます。

初めに、3番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市芝崎の畑、2筆で、1,748㎡でございます。

議案案内図につきましては、7ページでございます。

次に、4番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、2筆で、1,030㎡でございます。

議案案内図につきましては、8ページでございます。

次に、5番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、2筆で、1,974㎡でございます。

議案案内図につきましては、4番と同じく8ページでございます。

次に、6番でございますが、利用権を設定する土地につきましては、流山市平方の田、1筆で、1,031㎡でございます。

議案案内図につきましては、これも同じく8ページでございます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の6件でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新によるものが4件であります。

最初に新規の1番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は57歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.8ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は更地の状態でありました。

本件については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、2番でございますが、権利者は1番と同じ方でございます。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、更新の3番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は60歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.3ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑にはいずれもネギが作付けられておりました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、4番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は41歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約4ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも耕起済みの状態でありました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、5番でございますが、権利者の職業は農業で年齢は60歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1.2ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田はいずれも稲刈り後の状態でありました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

次に、6番でございますが、権利者の職業は兼農で年齢は56歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の田は耕起済みの状態でありました。

本件については、今年で賃貸借期間が満了となることから引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、それぞれ承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

高市議長 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。
吉田次長 議案書の 6 ページをお開きください。

議案第 4 号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第 40 条の 7 及び租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の規定による証明願を次のとおりとする。

平成 24 年 1 月 25 日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、相続人でございますが、相続人は流山市木にお住まいの方で、農業に従事されている方でございます。

次に、納税猶予の願出のありました土地は、流山市木の畑、2 筆、1,128 m²でございます。なお、この土地は、木地区の土地区画整理事業の区域内にございます農地で、現在 113 街区の 1 号と 2 号に仮換地の指定が行われております。

議案案内図につきましては、9 ページでございます。

今月の適格者証明願につきましては、以上の 1 件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第 4 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請代理人からのヒアリングを行っております。

被相続人は、大正 11 年生まれで、平成 23 年 5 月 23 日に 88 歳で亡くなりました。

相続人は、被相続人の長男で昭和 26 年生まれの 60 歳です。

引き続き農業を継続し、相続税の納税猶予を受けるために、証明願があったものです。

農業従事者は、申請者のほか妻の 2 名であります。

申請地は木地区一体型特定土地区画整理事業区域内にあり、土地区画整理事業が行われておりました。

申請地については、畑、2 筆、1,128 m²でございます。

換地後は、自宅の南側に面しているため、自家用の季節物野菜を作付けして行きたいということでありました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者

からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続して行くことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の7ページでございます。

議案第5号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

平成24年1月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに申請地でございますが、申請地は、流山市木の畑、2筆で、1,934㎡でございます。なお、この土地につきましても、議案第4号と同じく木地区の土地区画整理事業の区域内にございます農地で、現在105街区の1号と2号に仮換地の指定が行われております。

次に、買取り申出事由の生じた方は、申請者の母に当たる方でございまして、平成23年5月23日にお亡くなりになられております。

議案案内図につきましては、9ページでございます。

今月の従事者証明願につきましては、以上の1件でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、現地調査と申請者及び申請関係者からのヒアリングを行っております。

申請理由でございますが、今まで申請者の母親が主となって農業を行って参りましたが、平成23年5月23日に母親が亡くなり、また、土地区画整理事業により申請地の換地先が住宅街の中で、自宅からも離れているため、農業を継続していくことが困難となったためということでありました。

申請地については、畑、2筆、1,934㎡でございます。

次に、申請地の状況ですが、木地区一体型特定土地区画整理事業地内にあり、土地区画整理事業が行われておりました。

最後に、生産緑地の指定が解除された後の土地の利用計画についてもお聞きいたしましたが、今のところ未定であるが、本年7月には使用収益が開始される予定であるため、今後検討して行く予定とのことでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、主たる従事者が亡くなったことにより、農業の縮小はやむを得ないものと認められることなどから、全会一致をもって、証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第6号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の 8 ページをお開きください。

議案第 6 号

農地法第 3 条の規定に係る買受適格証明願（競売）について（市許可）
農地法第 3 条の規定に係る買受適格証明願（競売）を次のとおりとする。

平成 2 4 年 1 月 2 5 日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、1 番でございます。権利者は流山市前ヶ崎の方で、職業は農業でございます。移転の原因は競売でございます。競売の対象地は名都借の田、5 筆で、合計面積は 3, 5 3 2 m²でございます。

議案案内図につきましては、1 0 ページでございます。

次に、9 ページ、2 番でございますが、権利者は流山市中の方で、職業は農業でございます。

次に、移転の原因並びに競売の対象地につきましては、1 番と同様でございます。

案内図につきましても、同じく 1 0 ページでございます。

本件の土地につきましては、千葉地方裁判所松戸支部におきまして、平成 2 2 年（ケ）第 4 3 9 号をもって競売の期間入札の公告に付されたものでございまして、この競売物件の入札期間は、平成 2 4 年 3 月 2 9 日から平成 2 4 年 4 月 5 日までの期間で、売却決定期日は平成 2 4 年 5 月 3 1 日となっております。また、この競売物件につきましては、流山市名都借にございまして、地目は農地でございます。今回のように対象地が競売物件であったとしても、土地の地目や現況が農地の場合は、入札後に落札者となられた方は農地法の規定による許可等を得ることが必要となります。このため、この競売物件の入札に参加するために必要な書類となっております買受適格証明願が、今回 2 件提出されたものでございまして、本件につきましては申請人が 3 条許可基準に照らし合わせまして、許可条件を満たしているかどうかをあらかじめ審査をしていただくものでございます。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。
大作委員長。

大作委員長 議案第 6 号「農地法第 3 条の規定に係る買受適格証明願（競売）について」御報告いたします。

本案につきましては、千葉県農地法第 3 条関係事務指針に基づき、民事執行法による「競売」により農地を取得するため買受けの申し出をすることができる者は、知事又は農業委員会の交付した買受適格証明書を有する者に限定されており、競売に参加しようとする者は、買受適格証明願を提出し、証明書の交

付を受けるものとする」とされていることから、買受適格証明願の提出があったものでございます。

買受適格証明願の提出があった場合における買受適格の有無の判定については、農地法第3条許可の申請があった場合における許否の判断基準と同趣旨により行うものとされております。

なお、農業委員会は、買受適格を有する旨を証明し、又は処理意見を付して知事に送付するための議決を行う場合には、その後の事務処理の迅速化を図るため、当該買受適格証明書の交付を受け、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となった者から、当該許可申請書の提出があった場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をし、又は同旨の意見を付して知事に送付して差し支えない旨の議決をしておくものとされております。

今月は、同一の農地について、2件の証明願の提出があり、現地調査と願出人からのヒアリングを行い審議いたしました。

まず、願出地でございますが、願出地は流山市東消防署の南東約100mに位置している田5筆、3,532㎡で、現況は雑草が繁茂し、耕作が放棄された状況でございました。

次に、願出人の営農状況であります。1番の方の耕作面積は約1.3haで、農業従事者は、1人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございました。

願出理由でございますが、近くに競売物件が出たため、耕作に至便であることから、これを購入し、経営規模の拡大を図りたいということでございます。

なお、今回取得した場合には、稲を作付けしていきたいということでございます。

次に、2番の方の耕作面積は約1haで、農業従事者は、2人でございます。

現在、所有している農地の中には不耕作地はなく、また、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでございました。

なお、所有している田については、自宅周辺住民からの苦情により、乾燥、もみすりが出来ないため、やむを得ず親戚に耕作を依頼しているということでございます。

願出理由でございますが、所有農地の畑が、土地区画整理事業区域内にあり、耕作ができない状況でいたが、近くに競売物件が見つかり、耕作に至便であるため取得しようとするものであります。

今回取得できた場合には、稲作は困難であるため、埋め立てをし、畑として耕作をし、経営規模の拡大を図りたいということでございます。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条許可要件である、取得後にすべての農地を耕作することや、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること、また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないことから、申請者が落札人となり、同一内容の農地法第3条の許可申請書が提出された場合は、許可相当とする意見を付して証明相当とすることに、全会一致をもって結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

7番（青野委員）私、当日体調を崩して欠席をさせていただきまして、大変申し訳ございませんでした。特にこの2番目の方なんですけど、田圃としては非常に難しいと、畑作として耕作をしたいということなんですけれども、その畑作にする場合にですね、どういうところから土砂を搬入するのかということと、それからこういうケースがね今まで近年であったのかどうかね、その2点をちょっと確認をさせていただきたい。

大作委員長 青野委員の御質問の具体的にどのような土砂で埋めるのかというのは、決まっていないんですよ。ただ埋め立てをして畑として耕作して行きたいということのようなんですけど、私も青野委員が心配しているようにですね、汚染土砂で埋められると色んな所に問題がございますので、その辺は大変心配しておりますけれども、まさかそういう土砂で埋めるということまでは考えにくいと思うんですね。詳細は事務局の方からですね、また埋めるときには申請が必要なんですね。土砂の埋め立て条例に基づきまして。その時は十分な審議を行います。

具体的にはどんな土砂で埋めるのかとか、いつごろ埋めるのかというようなことは聞き及んでおりません。

吉田次長 私からは2点目の同様のケース、流山市であったかどうかというふうなお尋ねかと思いますが、調整区域内の農地につきましてはここ数年は事例としてはございません。あったのは確か十数年前にあったという記憶はございますが、ここ近年では調整区域の競売事例はございません。

7番（青野委員）非常に珍しいケースだと思うんですね。今非常に関心事になっているのが土砂の運搬だとかね。そういうことはかなり神経質になっている部分も考えられますんで、是非ですね、地権者と農業委員会一体となって、周辺住民の不安解消或いはよく説明をして、こういう所からこういう土砂で、そして畑作として耕作をして行きたいということを是非説明をしていただけれ

ばありがたいなど、以上です。

高市議長 事務局で、そういうような説明をですね、していただきたいということでもあります。ほかにございますか何か、御質問。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり証明し、申請者が落札人となり、同一内容の許可申請書が提出された場合は、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

高市議長 次に、議案第7号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の10ページをお開きください。

議案第7号

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、流山市選挙管理委員会へ次のとおり送付する。

平成24年1月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

今年の農業委員会委員選挙人名簿登載者として送付いたします人数は、男性が909名、女性が911名、合計で1,820名でございます。

対前年比、昨年との比較では、79名の減でございました。

次の11ページには、各農家組合別の記載がございますので、御参照いただきたいと思えます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案については、農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定により、1月31日までに、意見を附して選挙管理委員会に送付しなければならない、とされているところでございますが、これより本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方は、挙手を願います。

15番(石井委員)マイナスになっているのは、どんな理由でマイナスになったんですか。

山口次長補佐 私からマイナス79名についてなんですけれども、実際にです

ね、減少は昨年と比較いたしまして133名減っております。それに対しまして54名の増加がございました。で、差し引き79名のマイナスでございます。まず、その減少の主な理由といたしましては、転出及び死亡が大きなものでございます。死亡者が39名、転出者が10名でございます。あと、面積要件、日数要件、それぞれ減になった者がございます。また、自己申告の中で、8.1申告の中です、もう私は農家要件ございませぬという形で取り下げた者もでございます。また、増加の分につきましては、農業の従事者日数が増えたために、要件適合ということで21名おります。主な理由といたしましては、以上でございます。

高市議長 職代、よろしいですか。

15番(石井委員) はい。

高市議長 ほかに質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり送付することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第1号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第1号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について

生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成24年1月25日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は、流山市市野谷の畑、2筆で、1,638㎡で、買取り希望価格は記載のとおりでございます。本件土地につきましては、11月25日に開催されました農業委員会総会において、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明で御承認をいただきました方の農地でございます。本年の3

月5日までに買取りの申出がなかった場合には、生産緑地の行為制限が解除されることになるものでございます。

議案案内図につきましては、11ページでございます。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特になしですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第2号「合意解約の通知について」報告を求めます。

吉田次長。

吉田次長 議案書の13ページでございます。

報告第2号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成24年1月25日報告

流山市農業委員会 会長 高市 正義

初めに、1番でございます。合意解約の通知がありました土地は、流山市名都借の畑、1筆で232㎡でございます。本件の農地につきましては、農用地利用集積事業を活用いたしまして耕作が行われておりましたが、ここで耕作者と土地所有者の間で協議が行われ、農地の賃貸借を解約することについての合意がなされたため、今回の通知があったものでございます。受付年月日につきましては、平成24年1月4日、議案案内図につきましては、12ページでございます。

次に、2番でございます。合意解約の通知がありました土地は、流山市野々下二丁目の畑、1筆で1,500㎡でございます。本件の農地につきましても、1番と同様でございます。農用地利用集積事業を活用いたしまして耕作が行われてきましたが、ここで農地の賃貸借を解約することについての合意がなされたことから、今回の通知があったものでございます。受付年月日につきましては、平成24年1月4日、議案案内図につきましては、13ページでございます。

今月の合意解約につきましては、以上の2件でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

15番（石井委員）やはりこれは、放射能問題が原因ですか。

岡田局長 今の御質問ですが、正しくその影響があつてのことです。この方は無農薬野菜の栽培を主として、電子情報、ネット販売ですか、そういったものを主としてやっておりました。そういうことで流山産の野菜、放射能の汚染されたということからその引き合いが激減してですね、出荷も落ち込んだという経過をしたということです。ただし、他の農家の方々、その周辺の農家の方々は、今までの農法でやっております、直に売上は放射能がもとで影響してということではなく、たまたま彼のやっている農法、営業というんですか、そういう手法が今の状況下においては受け入れられていないということが、こういう影響を及ぼしたということです。以上です。

高市議長 よろしいですか。ほかにございますか。

7番（青野委員）今の質疑に対する局長の答弁、そのとおりだと思うんだけど、一歩進めてね、さればどう対策を講じるかということが私は大事なんだと思うんですが。その辺について局長、どうなんですか。

岡田局長 これの対策であります、正しく、今、市ではですね、放射能の関係、除染という形の計画を策定させていただいております。ただ、まだ案であります、これからまた議会にもお示しし、また市民の方々にもですねその内容というものをお示しし、意見を徴する予定であります。国の考え方、また市の考え方も一致していますが、まずは人がいるところ、その主な考え方ですね、特に幼児といひましようか、児童、生徒といひましようか、そういった年齢が若い人たちが集中するような所である公園とかそういった施設が優先される。人のない生産的な部分については、どういう形で国が考えているかということはガイドラインで示されているんですが、まずは農地がどのくらい放射線量に侵されているのかを確定したうえで、数値が高ければそれを地権者の方々と協調しながら除染の方法をやって行く。一つにはつい最近NHKで水田に関しては畝い込みのやり方がありました。肥料としましてはカリウムを多く配合されているものを蒔いて、セシウムの吸収をですね抑制して行く、そういった方法とかが考えられます。ただ、具体的にですね、どの田圃をどの畑をどうするかということまで行ってはおらないんですが、その計画の中で、国の方、今日、正しくいろんな説明が行われているところでして、今農政課の職員が正しく行っております、今の実情をただ聴きに行くだけではなく訴えて来いと、流山の基準で補助金の交付の要綱を作ってもらうために窮状を訴えて来いと、他の市が言わなければ流山市だけでもいいからということでありまして、いずれにしても風評的なものは払拭しなければいけない、濃度が高いところは深耕作、畝って低減をするという形を採って行くしかないかなというふうに思います。当然作った野菜、作物は安心だということで、更に皆様に安全性を保障し

て行く方法ですね、そういう方向で具体的にどの地域が高くて、どこから手初めをするということについては、再度測定をさせていただき、そこから始まります。したがって、具体的にその畑について、田圃については、入れ替えをするんだとか或いは15cmの深耕をするんだとか或いは30cmにするんだとかいうことについては、その数値を基にして実施して行くということでありまして、15番（石井委員）良かれ悪しかれ流山市はテレビに出過ぎると、東京のお客さんがあんなにテレビに出て大丈夫ですか石井さんと言うから、うちはちゃんと測っていますと言ったんですよ。大丈夫ですって。やはり、マスコミの報道に大きく左右されると思うんですよ。良いことで出てても悪く思われちゃうんだよね。だから野田なんかは一つも出ないのに、流山はよく出ますねって言われるんですよ。

高市議長 流山と柏はよく出ますね。

15番（石井委員）それが風評被害というやつなんですよ。だが防ぎようがないから困るんだけれど。

7番（青野委員）ま、そういう意味でね、非常にですね、解約されるということはお互いに不幸なことなんですよ。一生懸命作付けをしてね、全国に発信をしていたものがホットスポットを浴びたことによって、解約をせざるを得ない、地権者も困るし、解約をする方だって止むに止まれず解約をせざるを得ないで、こういう実態をね。流山市として、例えば、柏市がホットスポットとして騒がれている状況をどのように捉えていますか、こういう契約の合意解約の状況なんかも掴んでいますか。

岡田局長 近隣のこういう情勢は、どうかという現実については正直言ひまして認識しておりません。ただ、言えることはこのような農法、自然農法といえますかね、無農薬農法といった方々は、あとインターネット通販というケースの方々は、やはり、かなり大きな影響を受けていることは間違いございません。

本市の中でもこの方以外の動きとして、こういう農法をやっている方も正直言ひまして売上がですね、大変激減しているということは承知しております。近隣の方でも、松戸の方も私の知人なんですけれども、自分で作ってお店で使っているからいいけれども、ほかに譲るということは一切もう出来なくなってしまったということです。それは松戸でも、なかなか松戸は表に出ないじゃないですか。流山市に隣接しているという意味合いでですね、影響があるということをごぼしていました。

7番（青野委員）会長、お願いなんですけれども、特に24年度の予算でも放射能対策にかなりの力を入れるということは聞いていますよ。だけどそれは、子供たちの通う学校だとか、地域で遊んでいる公園だとか、農地のことはあまり騒がれてないんだよね。私はね、やはりこういう時期こそ農業委員会として

ね、農地を守る、そして新鮮な野菜をね、安心して食べていただける、こういうことをね、私はやはり農業委員会の総意としてね当局にぶつけるべきだと思うんですが。そういうことを意見として申し上げておきます。以上です。

高市議長 ところでね、流山市が農家の皆さんにね、新鮮食味というものをやっているでしょう。あの辺の状況はどうなの。今の話の繋がりじゃないけれど、汚染しているどうのこうの言うよりもね、あそこは売れていますよと、色々あると思うんですよ。その意味合いのものをちょっと説明して下さい。

岡田局長 野菜の直売所、新鮮食味、これは去年の11月にオープンしました。今、スーパーの方でかなり野菜が高価な形になっておりますが、我が流山市新鮮食味につきましては、価格据え置きという形でありまして、かなりの引き合いがあります。大体営業日は毎日12万円ほどの売り上げをしているところでございます。悪いときは8万円だ、3万円だというときもありましたけれども、逆にこういう野菜が高価で高騰している部分において、新鮮かつ低廉、安いということで、今までほかに行っていた方々がこちらに集中して、新たなお客様としてお出でいただいております。逆に安心ですということは、放射能の測定を毎回それをやっておりますので、それを示してですね、安心ですよということで、もう定着しているかなと、ただここにお出でになるお客様ということに限ってかと思いますが、そういう意味では売り上げが伸びてイコール信頼がドンドン回復されつつあるのかなという傾向としては、喜ばしいところがある。ただ、これを維持して行く、拡充して行くことがもっと大切なかなと思われまます。24年度の事業についても当然支援、拡充措置は講じていく考えでございます。

高市議長 ですからね、今、職代が言うように流山はですね、かなりの風評の被害を受けていると、で、片方の新鮮食味ではかなり評価を得ている、皆さんが来てくれる、その辺のバランス的な問題がどうなのかなということがね、問題なんですよ、正直に言って。皆様、風評は聞いても流山の野菜はいいんだよということになればですよ、それはお客の数も増えるでしょう。ところがこれだめだよということになれば、せっかくお店は出しました、市でも援助します、予算も取れました、やってもですね、なかなか先に出ないと思うんですよ、そういうことがあるとですね。

15番(石井委員)青野さん、さっき言ったみたいなことをやったら、新聞に一発載ったら大変なことになりますよ。

高市議長 だからね、その辺の問題がね、大変じゃないのかなと、ただ、何名の方が新鮮食味でも参加している方がね、途中で止めちゃった方がいるのかどうか、それはあるのかも知れないけれども、その辺はどうなのかなということでですね、今、売れているということになれば、皆止めるということはないと

思うんですが、逆にですね。

ほかに何か質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第3号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の14ページをお開きください。

報告第3号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年1月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

本件につきましては、相続によって農地を取得したため、届出があったものでございます。今月の届出は3件でございます。昨年の12月に届出書が提出されたものでございます。

初めに、1番でございます。届出者は流山市木にお住まいの方で、平成23年5月23日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市木にございます農地、2筆、1,128㎡でございます。

次に、2番でございます。届出者は流山市木にお住まいの方で、1番の方とは御夫婦になります。権利の取得日は平成23年5月23日で、流山市木及び西深井にございます農地、5筆、4,498㎡を取得されたものでございます。

次に、3番でございます。届出者は流山市野々下にお住まいの方で、平成23年4月24日に農地を取得されました。取得した農地につきましては、流山市野々下二丁目にございます農地、1筆で942㎡でございます。

以上、3件、8筆、6,568㎡でございます。

次に、議案書の15ページを御覧いただきたいと思っております。

2番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。今月の届出は8件で、先月12月に届出書が提出されたものでございます。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が6件、ゴミ集積所が1件、公衆用道路が1件でございます。

以上、8件、16筆、7,451.49㎡、地目別の内訳につきましては、田が10筆、3,755.19㎡、畑が6筆、3,696.3㎡でございました。

次に、議案書の17ページを御覧いただきたいと思えます。

3番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら先月の12月分でございます、合計で27件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含めまして完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別の内訳でございますが、内訳といたしましては、売買が25件、交換が1件、贈与が1件でございました。また、転用目的別といたしましては、住宅用地が21件、駐車場が4件、公衆用道路が2件でございました。

以上、27件、57筆、18,076.68㎡、地目別の内訳につきましては、田が21筆、3,597.63㎡、畑が36筆、14,479.05㎡でございました。

今月は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特になさるので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成24年第1回流山市農業委員会総会を終了いたします。

長時間の慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時25分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成24年1月25日

流山市農業委員会 会長 高市 正義

流山市農業委員会 委員 石井 勇

流山市農業委員会 委員 小嶋 悦子